

Title	近世初頭カスティーリヤ王国コル特斯について： 最近の研究動向より、フェリペ二世時代を中心に
Sub Title	Las Cortes in early modern Castle, with a focus on the reign of Philip II
Author	北濱, 佳奈(Kitahama, Kana)
Publisher	三田史学会
Publication year	2007
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.76, No.1 (2007. 6) ,p.67- 81
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	研究ノート
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-20070600-0067">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-20070600-0067</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 近世初頭カスティーリヤ王国コルテスについて ——最近の研究動向より、フェリペ二世時代を中心にして——

北濱佳奈

## 一 はじめに

近世のスペイン帝国が異なる政治組織・財政制度を持つ複数の王国の集合体であり、君主はそれぞれの王国の王として統治し各王国の慣習や特権を尊重せざるをえなかつたこと、そしてそのような状態にあつた帝国が国力の大部ををカステイリヤ王国に依存していたことはすでに我が国でも共通認識になつてゐる。しかし帝国の中心的役割を担つたとされるカステイリヤ王国について

最初にコルテスについて基本的な事実を示しておきたい。コルテスとは一八八八年レオン王国において誕生した身分制議会の名称である。一八八八年のレオンにおいて聖職者や貴族から構成されるそれまでの王の王室會議にはじめて<sup>プロクラドール</sup>都市代表<sup>クリア・レギス</sup>が参加し、三身分からなる身分制議会がヨーロッパで最も早く成立したとされる。その後イベリア半島に存在した他のキリスト教諸王国にも広まつた。十四世紀中頃のカステイリヤ王国では五〇から一〇〇の都市がコルテスに代表を派遣していたが、一四八

年の関係に興味を抱いており、なかでも両者の結節点とし

〇年コルテスに代表を派遣する権利を持つ都市（以下「代表派遣都市」と記す）は十七に限定され、一四九二年にグラナダを加えて十八となつた。<sup>(1)</sup> そしてフェリーペ四世の下で最後のコルテスが解散された一六六四年以降はハプスブルク朝の国王の治世下で招集されることはない。本稿では筆者の関心から言及をカスティーリヤ王国近世コルテスに限定し、以下文中でのコルテスとはすべてカスティーリヤ王国近世コルテスを指すこととする。

## 二 従来のコルテス研究（一九七五年まで）

コルテス研究は十九世紀初頭のスペインの自由主義改革の時代まで遡ることができる。当時の研究の中心であった自由主義者や制度史家は、「國民主權」の原則を打ち出した一八一〇年のカディイス議会やスペインで最初の自由主義憲法である一八一二年憲法の制定などの自由主義諸改革の歴史的正当性をコルテスに見出そうとした。<sup>(2)</sup> 彼らは当時の時代的要求から、中世のコルテスを「國民主權」で完全な権能を有し<sup>(3)</sup> 「自由にとつて不可欠な保護手段であり、王権を制限する議会であつた」<sup>(4)</sup> と解釈した。

この解釈はその後も引き継がれ、二〇世紀に入つても研究者の関心は主に中世に集中し、コルテスの最盛期は十三～十四世紀で近世はコルテスの衰退期であるとする通説が成立し、したがつて研究者はもっぱらコルテスの衰退理由の説明に向かうことになった。彼らは全体的な衰退理由として中世末期から近世にかけての王権による中央集権化政策を指摘すると同時に、カスティーリヤに特有の衰退理由として次の二点を強調する。<sup>(5)</sup>

第一は一五二一年のコムニダードの反乱の敗北である。この反乱は即位したばかりのカルロス一世に対するカスティーリヤ諸都市の不満が主な原因のひとつとなつて一五二〇年に勃発し、当初はカスティーリヤの中央部の都市をほぼ結集して王権に対しさまざまな要求を突きつけた。その中で王権対抗勢力（コムネーロと呼ばれたこの反乱の参加者たち）はコルテスを審議・諮詢の場であるだけでなく王国の統治に介入することのできる最重要機関と考え、コルテスが王権制約の権限を持つことを要求した。また都市代表の民主的選出、都市代表が王権から報酬や恩恵<sup>メルセ</sup>を受け取ることの禁止、都市代表による都市代表への報酬の支払、代表派遣都市が都市代表に自由に指示・命令を与えることができるなどコルテス

に対する王権の介入の排除とコルテスの王権からの独立性が主張された<sup>(6)</sup>。しかし国王軍の反撃により一五二一年にこの反乱は敗北に終わり、以後は諸都市とコルテスは国王に対抗する力を失つたとされる。スペイン・ハプスブルク朝の国王の「絶対主義」に対する都市の反対はほぼ終結し、これを契機としてコルテスは衰退に向かうと考えられた。第二は一五三八年の聖職者・貴族身分の代表のコルテスからの離脱である<sup>(7)</sup>。「絶対主義」に対抗する力をまだ有していると思われた唯一の社会集団の離脱により、コルテスは影響力をほとんど持たなくなつたと見なされた。

こうして一五三八年以降のコルテスに対する研究者の関心は失われる。この時期以降のコルテスは立法権を欠き政治的・財政的影響力を行使することもできず、その都市代表は代表意識を欠いた日和見主義者で、彼らの従順さに対して報いられる王権からの賄賂と恩恵に溺れていたと非難された。そして強大化した王権はコルテスをほとんど招集せず、国王代官を通して都市代表の選出等に介入し、コルテスを王権に忠実な臨時課税（コルテス上納金）承認機関に転化させたと解釈された<sup>(8)</sup>。

### 三 新たなコルテス像の提示（一九七五年以降）

このような通説に対し一九七五年以降新たな視角からの研究が着手された。この動きは一九七五年以降のフランコ体制崩壊後のスペインの民主化やそれに伴う地域や議会への関心の高まりと密接に関連している<sup>(9)</sup>。新たなコルテス研究ではカステイーリヤ王国近世コルテスに関する論議が集中した。また従来のコルテス研究の通説に対する反論が行われ、それまでの近世コルテスの研究は近代の自由主義や民主主義の考え方からコルテスの行動を判断し、立法権の欠如や都市代表の非民主的選出・コルテスの王権に対する抵抗姿勢の少なさをコルテスの本質的欠陥と決め付けているという批判がなされた。王権に取り込まれ「衰退」したコルテスという王権側に立つた従来の分析に対して、新たな研究はその分析視点をコルテス側に移し、自らの権限を自覚し必要とされる状況に応じては王権との対決も厭わない活力に満ちた近世コルテス像を提示<sup>(10)</sup>し、その積極的な役割を評価した。これらの研究は主として財政史に注目して進められ、コルテスが王権の課税承認機関であつたという事実は変わらないが、その徵収方法をめぐる議論の中でコルテス・代表派遣都市

側の意思を王権に通じさせようとしていたことが強調されるようになった。

一九七五年以降のコルテス研究は主にジェイゴ、ロヴァンカス・アルバラデッホは、コルテス議事録・シマエット、I・A・A・トムソン、フェルナンデス・アルバラデッホ、フォルテア・ペレスらにより進められた。彼らは近世カステイーリヤ王国においてはコルテス上納金の承認は王権とコルテス・代表派遣都市の間の困難な交渉の結果生じたものであり、コルテスは決して王権に忠実な課税承認機関ではなかつたことを明らかにしようとする。新たなコルテス像を提示しようとする彼らが特に大きな関心を向けたのはフェリペ二世の治世末期に導入されたミリョーネス新税〔servicio de millones〕であった。ミリョーネス新税とは一五八八年の無敵艦隊の敗北直後に王権がコルテスに提案した対イングランド戦争遂行のための新しいコルテス上納金の名称である。王権は無敵艦隊敗北の衝撃と対外政策の破綻からカステイリヤ王国による財政的支援の必要性を強く訴え、二年に及ぶ論争を経てようやく一五九〇年にこの新税に対するコルテス・代表派遣都市の承認を取り付けることに成功した。<sup>(11)</sup>

ジェイゴ、ロヴァンカス・アルバラデッホは、コルテス議事録・シマ

ンカス総文書館の史料（主に会計局の文書）・代表派遣都市の市会の議事録、さらにフェリペ一世期のカステイーリヤ財政史の古典的研究とされるウリヨアの著作<sup>(13)</sup>などを用いて、王権とコルテス・代表派遣都市の力関係における転機は「一五九〇～一六〇一年のミリョーネス新税の導入・更新時期」であると主張した。<sup>(14)</sup>彼らはミリョーネス新税が国王とコルテスを媒介としたカステイーリヤ王国との間で結ばれた拘束力を持つ契約であつたといふことを明らかにした。この契約におけるミリョーネス新税に対する王権からの「補償」条件は「コルテスとその代表派遣都市に徵収方法選択・実行等にかかる権限をすべて与える」というもので、コルテスと代表派遣都市は王権からのこの「補償」とひきかえに上納金を承認した。これによりコルテスとその代表派遣都市は上納金承認前に王権からの「補償」を獲得する力を得、またミリョーネス新税の徵収を直接コントロールする権限を獲得したことによりカステイーリヤ王国の歳入のかなりの部分に対応するコントロールを可能にしたと解釈された。ミリョーネス新税の導入は「「補償」が先」というコルテス・代表派遣都市側の主張を国王とカステイーリヤ王

国との間の契約という形で原則化することによりカステイ  
ーリヤ王国における王権とコルテス・代表派遣都市の間  
の関係を変化させ、コルテスとその代表派遣都市（特に  
その都市の寡頭支配層）は王権に対して優位に立つよう  
になつたと考えられた。<sup>(15)</sup>

なかでもジエイゴはミリヨーネス新税に先立つ困難な  
交渉の早期の例として一五七六年のコルテスにも注目し  
ている。一五七六年のコルテスは「先に上納金を承認し、  
その後で請願書 [Capítulos Generales] を国王に提出す  
ることによって王権からの「補償」を要求する」という  
それまでのコルテスにおける伝統的な上納金承認手順を  
逆転させ、上納金を保留した上で王権からの「補償」  
(c)の場合はアルカバラ「一種の売上税」増税額の減  
額）を先に要求した。ネーデルラント問題による財政的  
要求から上納金の必要に迫られた王権は先にコルテスの  
要求を受け入れざるをえなかつたのである。ジエイゴは  
この時点でコルテスが上納金の保留という王権に対抗す  
る有効な手段を見つけ、事実上「補償」を上納金の条件  
にすることに成功したと解釈する。そしてこの出来事か  
らコルテスが国家の問題においてより中心的な役割を果  
たすようになり、その変化はミリヨーネス新税の導入で

頂点に達したと主張する。<sup>(16)</sup>

ロヴェットはミリヨーネス新税が理論上は身分の区別  
なくカステイーリヤ王国の住民すべてに適用される税で  
あつたため、その刷新的な性格を強調する。<sup>(17)</sup> また彼は財  
政史的関心から一五七五年の破産宣告とその影響を研究  
した際にコルテスにおける決定表決権 [voto decisivo]  
と合議表決権 [voto consultivo] の問題に言及し、都市  
代表の権限をめぐる代表派遣都市と王権の争いに注目し  
た。<sup>(18)</sup>

I・A・A・トムソンはミリヨーネス新税に対する王  
権からの「補償」条件の内容に着目し、そこからコルテ  
スが得たのは立法権ではなく行政権であつたと指摘した。  
そしてこの二つを明瞭に区別しコルテスを立法機関では  
なく行政機関として捉え研究する必要性を主張した。<sup>(19)</sup>  
たたかはロヴェットが言及した決定表決権と合議表決権の  
問題をはじめて詳細に研究し、コルテス議事録や中央の  
文書だけでなく地方の市町村の文書館の史料を用いてよ  
り具体的な分析を行つた。<sup>(20)</sup> それによれば、合議表決権  
とは都市代表がコルテス招集の際に出身の代表派遣都市  
から付与される権限で、コルテスにおいて提出された議  
題を討論しそれに仮の同意を与えることができるもので

あつた。他方、**決定表決権**は議題を最終決定する権限で、十六世紀においては代表派遣都市の独占状態にあつた。

代表派遣都市はコルテスにおいて合議表決されたいかなる議題も代表派遣都市の市会の過半数もしくは全員によつて決定表決されない限り無効であると主張していた。したがつて**決定表決権**により最終決定されない限り合議表決権で仮に同意された議題は正式に**承認**されないことになるため、代表派遣都市による**決定表決権**の独占は速やかなコルテス上納金獲得を目指す王権にとって大きな障害となつていた。王権は**決定表決権**を都市代表に与えるよう代表派遣都市に圧力をかけるが、代表派遣都市は表向きは**決定表決権**を与えたように体裁を整えても内実では指示・命令や忠誠の誓いで都市代表を代表派遣都市の意向に従わせ、コルテスにおける都市代表（王権によつて懷柔される可能性が常に存在していた）の勝手な行動を阻止しようとしたと考えられている。結局王権は完全な**決定表決権**を都市代表に与えさせることに失敗し、ミリヨーネス新税の導入時期までには代表派遣都市の**決定表決権**が得られなければコルテス上納金は承認されないという事態が生じていた。そのため王権はミリヨーネス新税の導入をめぐつてコルテスに対するのと同

様に個々の代表派遣都市とも交渉し、それらの**決定表決権**の獲得に努めなければならなかつたのである。さらにフェルナンデス・アルバラデッホはこの問題に関する、**決定表決権**は代表派遣都市の特権として自然法に基づいて保護されるべきだという当時の代表派遣都市自身の主張に地域主義の萌芽を見てい(21)る。

フォルテア・ペレスはカステイーリヤ王国の政治構造全体におけるコルテスの位置づけとコルテス・代表派遣都市間の関係についての分析を試み、コルテス議事録とシマンカス総文書館の史料（国王の覚書、コルテス招集時に王権側と取り交わされた国王代官・都市・地方有力者の書簡、コルテス評議会の一連の意見書群）を用いて「ミリヨーネス新税の制度」が現れる政治的背景を長期にわたつて検討した。<sup>(22)</sup>彼はジエイゴ、ロヴェット、I・A・A・トムソン、フェルナンデス・アルバラデッホらの主張を踏まえた上で、カステイーリヤ王国の財政政策上の転機を一五九〇年のミリヨーネス新税導入以前のカルロス一世の時代に遡つて一五三六年～三八年の間に設定する。一五三六年のアルカバラとテルシアス・レアレス「教会十分の一税の九分の一を国王の取り分とした税」の一括割当制の導入と一五三八年のコルテスに

## セルビシオ・エストラオルディナリオ による特別上納金の承認の際に、王権はコルテス・

代表派遣都市と事実上の「契約」を締結し、一括割当制と特別上納金の承認と引き換えに代表派遣都市に「契約」上の条件として徵収方法決定の自由を与えた。その結果コルテスの贊助を通して交渉された王権と代表派遣都市の間の「契約」としての課税同意の原型が成立し、代表派遣都市が財政上の自治権を得る財政システムが登場したとされる。

だがフェリーペ二世の治世期に入ると王権はこのような財政システムを改革し、新税の創出や課税対象の拡大、規則的・永続的な税の導入によって稅収を増加させ、同時に財政上の均一・普遍・公平性を達成しようとした。他方、代表派遣都市は自らの管轄区域における財政上の自治権を守り財政システムに対するコントロールを保とうとし、特に「財政上の均一性」に対し頑強に反対していた。フェリーペ二世は治世初期に国王大権を用いてコルテスの承認を必要としない税を創出し稅収の増加を図った。しかし一五七三～七五年と一五七六～七八年のコルテスにおいて王権と代表派遣都市の争いが表面化することになる。<sup>(23)</sup> この争いでは最終的に王権が財政逼迫の理由から代表派遣都市に譲歩せざるをえなくなり、一五七

七年に王権が増稅額の減額交渉に同意すると引き換えに通常上納金がコルテス・代表派遣都市によつて承認され、次に王権が増稅額の減額に同意し、それから特別上納金がコルテス・代表派遣都市によつて承認されるという妥協が成立した。<sup>(24)</sup> フォルテア・ペレスはこれをコルテスと代表派遣都市の重要な政治的勝利と見なす。

以上のような長期にわたる背景を検討した結果、フォルテア・ペレスはカステイーリヤ王国の財政システムにおいてはカルロス一世以来の伝統的な上納金システム（承認の代わりに代表派遣都市にその管轄区域における徵収方法選択・実行の権限を付与する制度）が継続しており、一五九〇年のミリヨーネス新税はその延長線上ではじめて明確に契約という形が採られたものであつたと主張する。一五九二年～九八年のコルテスでは王権は再び均一性の高い粉稅の承認獲得を目指すが失敗し、契約に基づくミリヨーネス新税に頼らざるをえなくなつた。そこで王権はせめてミリヨーネス新税の徵収方法を基本食品税（肉・ワイン・酢・油の四品目に課稅される）に限定させようとしたが、その「補償」条件をめぐつてコルテス・代表派遣都市と激しく対立し、契約交渉途中でフェリーペ二世は死亡してしまう。<sup>(24)</sup> 結局一六〇一

年にフェリーペ三世はミリヨーネス新税更新の契約にコルテスと代表派遣都市が付与した厳しい条件を承認せざるをえなかつた。これはコルテスと代表派遣都市の明白な勝利と財政問題における王権のイニシアチブの低下を示しているとされる。フォルテア・ペレスはこの更新をもつて「ミリヨーネス新税の制度」が最終的に確立したと見なす。彼はミリヨーネス新税は地方における代表派遺都市の自治の仕組みを強化しながらカステイーリヤ王国の財政システムの分権・委譲という特色を再度是認し、カステイーリヤ王国全体に同質的な財政政策を押し付けることの不可能性を強調したと解釈している。そしてこの財政システムは、中央集権化されひとつに統合された国家ではなく特権を有するさまざまな自治共同体の集合であつたカステイーリヤ王国の本質的構造に一致していると考へている。

さらに彼は決定表決権と合議表決権の問題について、フェリーペ一世の治世末期には決定表決権と合議表決権の区別が確立したと見なす。そして代表派遣都市に対する都市代表への決定表決権の付与を強要し、都市代表と出身都市との緊密な連絡を妨害することでコルテスを代表派遣都市から切り離してその役割を高めよ

うとする王権と、都市代表の権限を制限し忠誠の誓いを強要することによつて彼らをコントロールしつづけ、コルテスに対する自らの優位を強調したがる代表派遣都市の間に緊張状態が生じたと指摘する。すなわちカステイーリヤ王国全体のために完全な権限を有して行動するコルテスを理想とする王権に対し、代表派遣都市は都市代表への決定表決権付与を王権が強要することは都市の伝統の侵害であると非難し、地域主義的伝統を根拠にコルテスの「政治的独立」を拒否したと主張するのである。<sup>(25)</sup>

#### 四 おわりに

以上で概括したような近世初頭のカステイーリヤ王国コルテスについての近年の研究動向から今後のコルテス研究の可能性について考えてみたい。

最近のコルテス研究はミリヨーネス新税の導入問題を契機としてコルテス・代表派遣都市が王権と対立しつつ自らの権限を伸張させていった事実に注目して進められてきたことがわかる。研究者たちはフェリーペ二世の治世末期のコルテスにおける動きがその後のハプスブルク朝の王権とコルテス・代表派遣都市の関係を考える上で分岐点になつたと見なし、主に次の二点に関心を向け

てきた。第一には契約という形によるミリヨーネス新税の導入に伴いコルテス・代表派遣都市が歳入のかなりの部分に対する管轄権を得るようになつた、カステイーリヤ王国の財政システムの変化についてである。第二にはミリヨーネス新税をめぐる論争に伴い表面化した、コルテスにおける決定表决権<sup>(ボトーデンシーポ)</sup>と合議表决権<sup>(ボトコソスルティーポ)</sup>をめぐる王権と代表派遣都市の対立についてである。<sup>(26)</sup>筆者は特に後者に注目している。この観点からは、コルテスとは何を代表していたのか、コルテスは独立した機関として代表派遣都市から切り離されても成立しうるのか、そもそもカステイーリヤ王国を代表するのはコルテスか代表派遣都市か、などコルテスが果たした役割やその存在意義を問うことが可能ではないだろうか。そこでコルテスと代表派遣都市の実態を把握するために以下の二点の研究の可能性を提案したい。

第一の可能性は都市代表についての研究である。コルテスは十八の代表派遣都市から派遣された三六人の都市代表によって構成されていたが、コルテスに出席した都市代表そのものについての研究はあまり存在していない。都市代表の選出方法・出自・家門・学歴・経歴・宫廷とのつながり・都市における立場・経済的利害などはほと

んど未解明であり、彼らが出身の代表派遣都市とどのような関係を保ち出身都市からどのようにコントロールされコルテスにおいて誰の利害をどこまで代表していたのかという観点からの研究はまだ行われていないのである。コルテスの行動や役割を理解するためには、第一にある特定の代表派遣都市を研究対象に選択しその都市代表の綿密なプロソポグラフィが必須であろう。第二にはそれをコルテスにおける発言・投票記録の分析と組み合わせて、彼らの行動を解釈するような研究が必要であると考えられる。例えばI・A・A・トムソンはコルテスにおける都市代表の行動を理解するために、出自・家門（称号や姓・家系研究）、宮廷とのつながり（官職の種類・地位・性質についてのカテゴリー分類やつながりの直接・間接性の研究）、都市における立場（居住の有無や官職購入者・新参者などの研究）、経済的利害（経済活動や土地所有・年金についての研究）などの具体的な分析枠組みの可能性を提示している。<sup>(27)</sup>

第二の可能性は代表派遣都市についての研究である。近世カステイーリヤ史においては都市についての研究も発展途上であるが、コルテスでは代表派遣都市が非常に重要な影響力を發揮したのであるから、代表派遣都市に

ついてその市会や寡頭支配層の研究が必要であると思われる。コルテスに派遣された都市代表の多くは代表派遣都市の市会の市参事会員レヒドールかそれに相当する地位の人間であつたと推測されている。そして彼らによつて都市特有の問題や都市の利害と一致した行動がコルテスに持ち込まれた可能性も考えられるため、コルテスは特定の集団の利害を代表していたのではないかという観点も想定されよう。しかしひエリーペ二世期の後半からは、コルテスにおいて仮に同意された議題を代表派遣都市が拒否するというコルテスと代表派遣都市の分裂が見られはじめる。王権によるコルテスと代表派遣都市の切り離し工作によりコルテスが王権側に立つて行動するのではないかという恐れや、代表派遣都市からコルテスに決定表決権ボト・デシシーボが移されるのではないかという不安から、代表派遣都市はコルテスに対し不信を募らせこの分裂がさらに進むと考えられている。この分裂をどのように読み解くかも今後の重要な課題であると思われる。

一九七五年以降の新たなコルテス研究が財政史的視点に偏っていたことは否めない。したがつて今日までの財政史的視点からの研究に加えてそれ以外の視点からの研究、特に詳細な制度史的考察や社会史的考察が必要であ

ろう。上述した二点の研究の可能性を併せることにより、近世カステイーリヤのコルテスと代表派遣都市の政治的役割・影響について考察することが可能になると思われる。I・A・A・トムソンは必ずしもコルテスイコールではなく、王権・コルテス・都市という三者の関係の存在とその分析の必要を示唆している。<sup>(28)</sup>また彼が指摘した一五九〇年代から特に激化するコルテス（都市代表）と代表派遣都市の反目と分離は注目に値する。<sup>(29)</sup>他方、フォルテア・ペレスは王権・コルテス・都市という三者の権力関係の中で、王権はコルテスを王国を代表する機関となしてその権限を強化する立場と王権と都市との直接交渉を容認する立場を状況に応じて交互に選択し、王国内部の権力バランスを調整しながら自らの権力の伸長を図つており、またコルテスや都市の態度にもそれぞれの状況や可能性に応じてこの二つの立場が交互にあらわれてゐると主張しているがこれも重要な指摘であろう。<sup>(30)</sup>したがつて三者をめぐる複数の視点からこの権力関係を検証しさらに代表派遣都市間の比較研究を行うことで、近世カステイーリヤ王国の政治構造の一端を把握することが可能になるのではないかだろうか。そしてこの研究は近世カステイーリヤ王国の社会構造の一端の解明にも繋がる

のやせなごだいへか。

186 もと

四

(2) J. M. Pérez-Prendes, *Cortes de Castilla*, Barcelona, 1974, pp. 7-13; J. Valdeón Baroque, "Las Cortes medievales castellano-leonenses en la historiografía reciente", en W. Piskorski, *Las Cortes de Castilla en el período de tránsito de la Edad Media a la Moderna 1188-1520*, Barcelona, 1977, pp. V-XXXII; M. A. Ladero Quesada, "Les Cortes de Castille et la politique financière à la Monarchie 1252-1369", *Parliaments, Estates and Representation*, 4-2(1984), pp. 107-109.

(3) J. M. Carretero Zamora, *Cortes, monarquía, ciudades: Las Cortes de Castilla a comienzos de la época moderna (1476-1515)*, Madrid, 1988, p. XIII.

(4) J. F. O'Callaghan, *The Cortes of Castile-León 1188-1350*, Philadelphia, 1989, pp. 11-13.

(5) 売却された文書の一部を示す。Colmeiro, *op. cit.*, pp. 93-107 (capítulo XIII : Declinación de las Cortes); R. B. Merriman, "The Cortes of the Spanish Kingdoms in the Later Middle Ages", *American Historical Review*, 16(1910-11), pp. 476-495; J. Beneyto, "Les Cortes d'Espagne du XVI<sup>e</sup> au XIX<sup>e</sup> siècles", *Recueils de la Société Jean Bodin pour l'Histoire Comparative des Institutions*, 24(1966), pp. 461-481; 小説「十五世紀のブルターニュにおける公領の賣却と買戻し」『歴史小説』九一—八(一九八〇年) 1～11月号、「新編歴史小説」九二七八年の貿易制

議会（コルテス）『南山大学図書館紀要』11（一九八七年）一一一五ページ、大内一（他）共著『おへらうつのスペイン史：中近世の国家と社会』（同朋社出版、一九九四年）二二六～二三九ページ、A. R. マイヤー、高島直機訳『中世纪ーロッパの身分制議会』（刀水書房、一九九六年）六一～七一、一〇九～一一五ページ。

全体的な衰退理由として王権強化のための官僚制の整備、国王代官制による代表派遣都市のコントロール（都市代表選出への干渉）、国王顧問会議の整備と機能拡大、都市代表のコルテス出席に伴う必要経費と田畠の王権による支払、代表派遣都市の寡頭支配層による都市代表の独占などが挙げられる。

(6) Colmeiro, *op. cit.*, pp. 95-97; 池口博高「カステイーリャの「コルテス」反乱に関する諸研究」『史学雑誌』八八一七（一九七九年）五八～七八ページ、S. De Dios, "La evolución de las Cortes de Castilla en los siglos XVI y XVII", en B. Clavero, P. Grossi y F. Tomás y Valiente (eds.), *Hispania, entre derechos propios y derechos nacionales. Atti dell'incontro di studio, Firenze-Lucca, 25, 26 y 27 maggio, 1989*, Vol.2, Milano, 1990, pp. 628-631; J. Pérez, *Los comuneros*, Madrid, 2001, pp. 221-229.

(7) 鐵腕の維持のコトニゼ、Colmeiro, *op. cit.*, pp. 97-99; J. H. Elliott, *Imperial Spain 1469-1716*, London, 1963, pp. 193-197; Beneyto, *op. cit.*, pp. 463-464; De Dios, *op.cit.*, pp. 637-639; マニヤーナ、前掲書、111-112頁もむかふる。

(8) Colmeiro, *op. cit.*, p. 99; Merriman, *op. cit.*, pp. 481, 484-485; B. Bennassar, *Un Siècle d'Or espagnol (vers 1525 - vers 1648)*, Paris, 1982, pp. 44, 54.

(9) 一九八六年から八八年にかけてカステイーリャ・ラ・メハ自治州によって開催された「カステイーリャ・ラ・メハ王国のコルテスに関する歴史学研究会」(Congreso Científico sobre la Historia de las Cortes de Castilla y León) & ルセス報告書をもとにコルテス研究の出版物(Congreso Científico sobre la Historia de las Cortes de Castilla y León, *Las Cortes de Castilla y León en la Edad Moderna: Actas de la Segunda Etapa del Congreso Científico sobre la Historia de las Cortes de Castilla y León, Salamanca, del 7 al 10 de Abril de 1987*, Valladolid, 1989 [エヌ・レ・Congreso ルセス])によるものである。

(10) 例えばくマリー・カメンは十六世紀末期から十七世紀初頭にかけての都市代表を「政府に対する彼らの絶え間ない不満と課税のある特定の局面への非難は、西ヨーロッパにおけるイングランドのほかには比肩する」と「彼らは一連の反対行動を構成してこだ」と指摘している。H. Kamen, *Spain 1469-1714: a society of conflict*, London, 1983, p. 231. タバコのモハナ見解にもある「われてヨーロッパ近世カステイーリャ王国のコルテス研究では古代のイングランド議会をモデル化した主張が多く見られた。おもとく今日のコルテス研究ではノーリジ可用であるほど積極的な役割をコルテスが持つてこたかにのべる評価は慎重である。

(11) ニリマ一ネス新税はカスティーリヤ王国の住民達のみ課税され、徵収期間・額は六年間で八〇〇万ムウカーメと設定された。その呼び名はカスティーリヤ王国で伝統的に用いられたマラグアイ单位ではなく、一〇〇万 [millón] ドゥカーデ単位で計算されたことによる。<sup>11)</sup> ニリマ一ネス新税は一五九二～一五九八年のコルテスにおける更新や「補償」条件をめぐる王権とコルテス・代表派遣都市との激しい対立から一五六六～一六〇一年に中断されたのか六年間に連続的に再更新され、その徵収額は次第に増加しカスティーリヤ王国の歳入の重要な部分を占めるようになつた。

(12) ニリマ一ネス議事録は以下の如くに刊行された。<sup>12)</sup> *Cortes de los Antiguos Reinos de León y de Castilla publicadas por la Real Academia de la Historia*, 5 vols., Madrid, 1861-1903 に於ける 1010 年のノホハの王室余議から、<sup>13)</sup> 1599 年のマヌエル・ゴンカルベサの記録が取められており、<sup>14)</sup> *Actas de las Cortes de Castilla publicadas por acuerdo del Congreso de los Diputados a propuesta de su Comisión de Gobierno Interior*, 61 vols., Madrid, 1861-2000 に於ける 1591 年のマヌエル・ゴンカルベサから、<sup>15)</sup> 1594 年のマヌエル・ゴンカルベサの記録が取められており、<sup>16)</sup> M. Ulloa, *La Hacienda real de Castilla en el reinado de Felipe II*, Madrid, 1977, pp. 505-531 (Capítulo XVI-A). ニリマ一ネス新税の導入賛成をゴンカルベサ議事録から詳細に復元して置く。

(14) C. Jago, "Habsburg Absolutism and the Cortes of

近世初頭カスティーリヤ王国コルテスについて

Castile", *American Historical Review*, 86 (1981), pp. 307-326; I. A. A. Thompson, "Crown and Cortes in Castile, 1590-1665", *Parliaments, Estates and Representation*, 2 (1982), pp. 29-45; A. W. Lovett, "The Vote of the 'millones' (1590)", *Historical Journal*, 30-1 (1987), pp. 1-20;

P. Fernández Albaladejo, "Cortes y poder real: una perspectiva comparada", *Congreso*, Valladolid, 1989, pp. 477-499; Jago, "Crisis sociales y oposición política: Cortes y Monarquía durante el reinado de Felipe II", *ibid.*, pp. 315-340.

(15) ニリマ一ネスを媒介としたカスティーリヤ王国が王権に対する優位に立つたことを示す例としては、一五六六年の

ニリマ一ネス新税更新の契約に「王国は契約に記載された条件が守られていざる限り、王国に付の上納金を守られぬ。」<sup>17)</sup> これがこの条件のどれかが破られたならば直ちに王国は上納金を停止し、それ以上上納金を与え続ける義務を負わなこじやねば」<sup>18)</sup> 「補償」条件が見られる。<sup>19)</sup> *Actas de las Cortes de Castilla*, t.16, Madrid, 1890, p. 476. ただし、この契約は 1596 年にゴンカルベサで合議表決されたもので、その後の王権と都市の交渉で決議表決を得たのに失敗したため結局成立しなかつた。

(16) Jago, "Philip II and the Cortes of Castile: The Case of the Cortes of 1576", *Past & Present*, 109 (1985), pp. 24-43; id., "Crisis sociales y...".

(17) Lovett, *op. cit.*, p. 19.

(18) Id., "The Castilian Bankruptcy of 1575", *Historical*

*Journal*, 23-4(1980), pp. 899-911.

(19) Thompson, "Crown and Cortes...", pp. 36, 44.

(20) Id., "Crown and Cortes..." ; id., "Cortes y ciudades : tipología de los Procuradores(extracción social, representatividad)", *Congreso*, Valladolid, 1989, pp. 191-248.

(21) Fernández Albaladejo, *op. cit.*, pp. 497-499.

(22) J. I. Fortea Pérez, *Monarquía y Cortes en la Corona de Castilla : Las Ciudades ante la Política Fiscal de Felipe II*, Valladolid, 1990 ; id., "The Cortes of Castile and Philip II's Fiscal Policy", *Parliaments, Estates and Representation*, 11-2(1991), pp. 117-138.

(23) 一五七二～七五年と一五七六～七八年のコルテスでの王権と代表派遣都市の争いの経緯は次のとおりである。一五七三年に粉税によって財政上の均一性を達成しよべとした王権に対し、代表派遣都市は「契約」によつて王権から徵収方法決定の自由を獲得するが、これが上納金を提案した。この提案は財政上の均一性を目指す王権にとって受け入れがたいものであつたため王権はこの提案を「一旦拒否」。一五七四年には代案として

(24) 一五九一～九八年のコルテスの結果は以下のとおり。  
Thompson, "Oposición política y juicio del gobierno en las Cortes de 1592-98", *Studia Historica : Historia Moderna*, 17(1997), pp. 37-62が詳しき。I. A. A. ルーヴンハーナーによれば、コルテスでは王権の政策を全面的に支持する賛成派と王権からの財政的要請の単なる拒絶によるが、王権の政策、特に国際政策に対して全般的な批判を行つた反対派が激しく対立した。

(25) Fortea Pérez, "Las ciudades, las Cortes y el problema de la representación política en la Castilla Moderna", Fortea Pérez(ed.), *Imágenes de la Diversidad : el mundo urbano en la Corona de Castilla (S. XVI-XVIII)*, Santander, 1997, pp. 435-440.

(26) ハカルテア・ペレスはこれに關して、一五七二年に代表派遣都市が粉税の代わりに上納金を提案した時にはその減額を要求したのである。

ハカルテア・ペレスはこれに關して、一五七二年に代表派遣都市が粉税の代わりに上納金を提案した時にはそ

の徵収方法決定の自由が起つたであらう地方間の徵収額・徵収対象の不均一・不公平を理由に代表派遣都市の提案を拒否した王権が、一五九〇年には最初から上納金を選択してコルテスに提案してくるので、やがて代表派遣都市に対する王権の財政政策の方向転換を指摘してゐる。

Fernández Albaladejo, "La Resistencia en las Cortes", en J.

H. Elliott y A. García Sanz (eds.), *La España del Conde Duque de Olivares*, Valladolid, 1990, pp. 315-337; Fortea Pérez, "Reino y Cortes : el servicio de millones y la re-

estructuración del espacio fiscal en la Corona de Castilla (1601-1621)", en Fortea Pérez y C. M. Cremades Griñán (eds.), *Política y Hacienda en el Antiguo Régimen*, Murcia, 1993, pp. 53-82; Jago, "Parliament, Subsidies and Constitu-

tional Change in Castile, 1601-1621", *Parliaments, Estates and Representation*, 13-2(1993), pp. 123-137 などある。

(27) Thompson, "Cortes y ciudades...", pp. 221-238; id., "Oposición política y..." 1991-1988年のコルテスの反対派による議論。

(28) Thompson, "Cortes y ciudades...", p. 193.

(29) *Ibid.*, pp. 238-248. 一方の代表は「共同体としての王

(都市代表) と代表派遣都市の反対を「共同体としての王國」の双方共同体との反対であり、代表権限をもぐる議題は議論される議論が必ずある。

(30) Fortea Pérez, "Las ciudades, las Cortes y el problema...", pp. 421-445.